

リアルタイム線量測定システムの 配置見直しに関する 住民説明会が開催されます

原子力規制委員会では、市内にある18基のモニタリングポストを除いた、学校や幼稚園・保育所等にある99基のリアルタイム線量測定システムの配置を見直し、線量が十分に低く安定している地点から撤去し、避難指示・解除区域市町村へ移設するなどの方針を示しました。

これに伴い、原子力規制庁による住民説明会が開催されます。



学校や幼稚園・保育所等にある99基のリアルタイム線量測定システム

日時 11月8日(木)

午後7時～8時45分

(開場は午後6時30分から)

場所 岳下住民センター

研修展示室(2階)

対象者 市内に在住の方

定員 100人

申し込み方法 参加を希望される方は、参加者の氏名・住所・電話番号を、原子力規制庁監視情報課宛てにファックスまたは電子メールによりお知らせください。

申し込み期限 10月24日(水) 午後6時

注意点

- ・市内にお住まいの方に限ります。
- ・希望者多数の場合は抽選とし、登録された方には登録された旨を11月2日午後6時までにお知らせします。
- ・登録通知は、当日忘れずにお持ちください。
- ・抽選の結果、残念ながら参加の登録がなされなかった方にも、同様にその旨をお知らせします。
- ・事前登録の無い方や申し込み者本人でない場合は、参加できません。
- ・報道関係者が会場に入る場合がございます。

■ **申し込み**：
原子力規制庁監視情報課
Fax 03(5114)2185
メール
kanshi@nsl.go.jp

◎ 問い合わせ：
原子力規制庁監視情報課
☎ 03(5114)2125

方にも、同様にその旨をお知らせします。





10月28日(日)は

福島県知事選挙の投票日です。



私たちの声を県政に生かす大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

投票時間

午前7時～午後6時

投票の方法

投票日には、入場券に記載してある投票所で投票してください。入場券は告示日(10月11日)以降、世帯ごとに郵送する予定です。

※入場券が届かない、または紛失した等でお手元に入場券がない場合は、入場券を再発行します。詳しくは下記までお問い合わせください。

投票所が変わります

次の投票所の場所を変更します。

・杉田第2投票区投票所

箕輪集会施設

↓杉田住民センターへ変更

投票できる人

次の要件をすべて満たす方が投票できます。

- ・平成12年10月29日までに生まれた方
- ・日本国民である方
- ・平成30年7月10日以前からの市民またはこの日までに転入届をした方

※市外に転出しても、転出先が県内の他市町村で住民票を移した場合は、当市で投票できます(転出先の市町村で選挙人名簿に登録された方は除きます)。

※県外に転出した方は投票できません。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票所へ行けないときは、期日前投票をすることができます。

期間

10月12日(金)～27日(土)

受付時間

午前8時30分～午後8時

場所 お住まいの地域にかかわらず、次の4カ所いずれの場所でも期日前投票をすることが出来ます。

- ①市役所1階市民ホール
- ②安達支所
- ③岩代支所
- ④東和支所

持参するもの

期日前投票では、投票日当日に投票所へ行けない事由を記載した宣誓書(請求書)の提出が必要となりますので、あらかじめ入場券の裏面の宣誓

書(請求書)欄に必要事項を記入の上、その入場券をご持参ください。

※入場券がなくても期日前投票ができますが、期日前投票所に備え付けてある宣誓書(請求書)に必要事項を記入していただくこととなります。

不在者投票

長期出張などで二本松市以外の市区町村に旅行・滞在している場合や、指定の病院・老人ホーム等に入院・入所している場合などは、滞在先の市区町村の選挙管理委員会または病院等の施設で不在者投票をすることができます。

滞在先での不在者投票は、あらかじめ二本松市の選挙管理委員会へ宣誓書(市ウェブサイトでダウンロードができます)を提出し、投票用紙等の書類を請求します。その後、郵送されてきた投票用紙等の書類を滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参して投票する方法により行います。投票用紙等の交付は郵便で行うこととなりますので、郵送に要する期間を考慮し、早

めの手続きをお願いいたします。ご不明な点はお問い合わせください。

また、各都道府県の選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等に入院・入所している場合は、病院等を通して申し出ていただき、病院等で不在者投票をすることとなります。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている方で両下肢、体幹、移動機能に重度の障害がある方や内部機能に重度の障害がある方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が対象で、前もって郵便等投票証明書を受け取ることにより、自宅等で投票用紙に記載し、郵便等によって送付する制度です。

開票

開票は、投票日の午後8時から二本松文化センター(青年の家庭育室)で行います。

◎問い合わせ:

選挙管理委員会事務局

☎(55)5146

**平成31・32年度
入札参加資格審査申請の
定期受け付けを行います**

平成31・32年度において、二本松市が発注者となり、入札または見積合わせの方法による工事等の請負、物品の買入れ、および役務提供等の契約を締結しようとする場合に必要、入札参加資格審査の申請を受け付けします。

提出方法

「入札参加資格審査申請の手引き」をご覧の上、申請書類を郵送または持参してください。

受付期間

11月1日(木)～30日(金)

※持参の場合は、土日・祝日を除く。

有効期間

平成31年4月1日
～平成33年3月31日

手引き等の取得方法

手引きおよび申請様式等は、市ウェブサイトでダウンロードするか、契約管財課(市役所4階)、各支所地域振興課窓口で配布します。

その他

今回は、登録名簿更新に伴

う定期受け付けとなります。よって、平成31・32年度において入札等への参加を希望される場合は、現在、平成29・30年度の名簿に登録されている方でも、新たに申請手続きを行う必要があります。年度途中の随時受け付けは行いませんので、受付期間内に忘れずに申請してください。

◎問い合わせ・提出先：

契約管財課契約係
☎(55)51082

特設行政相談所を開設

10月15日～21日は「行政相談週間」です。

市では、特設行政相談所を開設し、国、県および市や特殊法人等の仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどの相談を受け、解決のお手伝いをします。相談は無料で、秘密は厳守します。

日時 10月17日(水)

午前10時～午後3時

場所 岩代支所1階会議室
対応する行政相談員

【二本松地域】 原田慶二さん

【安達地域】 官野哲さん

【岩代地域】 佐藤不二雄さん
【東和地域】 関口博さん
◎問い合わせ：
生活環境課市民生活係
☎(55)5102

**合併処理浄化槽を
設置しましょう**

10月1日は、水環境の改善と合併処理浄化槽の普及促進を図る「浄化槽の日」です。

合併処理浄化槽は、下水道処理区域以外において、家庭や事業所から排出された汚水を微生物の力で浄化する装置で、河川の水質浄化に役立っています。

適切な管理を

浄化槽が正常に機能するように、浄化槽法により定期的な保守点検や清掃と、毎年1回の法定検査が義務付けられていますので、適切な管理に努めてください。

単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えを

以前使われていた単独処理浄化槽(みなし浄化槽)は、風呂、台所、洗濯機等から排出される生活排水が処理されないまま河川に流されており、水質悪化を招きます。単独処

理浄化槽を使用されている方は、合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。
補助金が交付されます
水環境保全のため要件を満たす合併処理浄化槽を設置する場合は、補助金が交付されます。詳しくは左記までご相談ください。

◎問い合わせ：

下水道課下水道管理係
☎(55)5138

または各支所地域振興課

消防団秋季検閲

部隊訓練等に励む団員の勇姿をぜひご覧ください。

開催日

10月28日(日)

観閲開始時間(場所)

・二本松地区隊

午前8時30分

(表二丁目地内)

・安達地区隊

午前8時45分

(渋川字下岩崎地内)

・岩代地区隊

午前9時

(西新殿字実五郎内地内)

・東和地区隊

午前9時

(木幡字松木下～玉泉地内)

式典・訓練(観閲終了後)
・二本松地区隊
城山総合グラウンド
・安達地区隊
渋川小学校運動場
・岩代地区隊
新殿小学校運動場
・東和地区隊
旧木幡第一小学校校庭

※雨天時は、体育館等で式典のみ行います。

※団員招集のため、サイレンを午前7時に吹鳴します。

◎問い合わせ：

生活環境課市民生活係
☎(55)5102

または各支所地域振興課



昨年の二本松地区隊秋季検閲式典の様子。雨天のため体育館で実施



除雪ボランティアにご協力ください

冬期間の市道(歩道)除雪をお手伝いいただける、除雪ボランティアを募集しています。除雪ボランティアは、個人や地域住民の団体の方々に市道の除雪にご協力いただくもので、あらかじめ市に登録が必要となります。



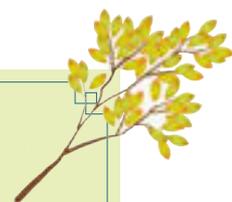
除雪方法

- 融雪剤の散布
- 市で貸し出しする小型除雪機での作業
- 個人所有の機械で行う除雪作業 など

※昨年度以前から登録されている団体等は、再登録の必要はありません。

※除雪ボランティア団体の登録方法などの詳細は、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…
土木課維持係 ☎(55)5125
または各支所産業建設課



道路に張り出した樹木の伐採のお願い

隣接する個人宅等や山林から道路上に枝や竹などが張り出している事例が見受けられます。張り出した枝や竹などは、道幅を狭く感じさせ、歩行者や通行車両の事故につながる恐れがあります。



次のような場合、土地の所有者の方は、樹木等の伐採または枝打ちをお願いします。

- 道路、歩道へ樹木の枝や竹が張り出している。
- 枯れ木、折れ枝などによる通行への障害またはその恐れがある。
- 樹木や竹の繁茂により通行への障害またはその恐れがある。

※緊急の場合は、道路通行の支障になる枝などを予告無く伐採・撤去することがあります。

◎問い合わせ…
土木課維持係 ☎(55)5125
または各支所産業建設課

市民が主役。

〈市長からの手紙〉

二本松市未来戦略会議

〓 次世代を見据えた
礎を築くために 〓



二本松市長
三保 恵一

二本松市は、名峰安達太良山や阿武隈の山並み、岳温泉や霞ヶ城公園など、美しい自然や歴史、文化といった観光資源に恵まれ、また、おいしい米やくだもの、野菜、そして清酒や和菓子、家具など、全国に誇れるものがたくさんあります。

工業に目を向けても、首都

圏に近い本市は交通の利便性が高く、人的資源にも恵まれているため、多様な産業が息づき、さまざまな夢や希望をかなえることができる魅力あふれた市です。

〓 二本松市未来戦略会議 〓

この会議は、これら二本松市の宝を最大限に活用し、本市の将来への飛躍と恒久的な繁栄・発展を目指し、各界・各層から幅広いご意見・ご提言をいただくために今回初めて開催したものです。委員に

は、黒川清政策研究大学院大

学名誉教授、安斎隆セブン銀行特別顧問、栗田充治亜細亜大学学長、伊藤宏福島大学副学長、堀内光一郎富士急行社長、三浦哲夫テクノメタル社長、太田英晴大七酒造社長など、二本松市の新しい未来図を描くために多様なアドバイザーをいただくことができる方々にご就任頂きました。

人口減少や少子高齢化対策、教育の振興、市内経済の活性化などは、重要な課題であります。50年先・100年先の次世代を見据えたまちづくりを進めるため、豊かな見識と貴重な経験をもとに、新しい二本松市の飛躍と可能性について、長期的な視点、大所高所から、ご意見・ご提言をいただければ幸いです。

本市を取り巻く環境の大きな変化を見据えつつ、持続可能な自立できる二本松市の実現に向け、今後もさまざまな施策に全力で取り組んでまいります。

※第1回二本松市未来戦略会議の様子は、22ページの「まちの話」に掲載しております。

決算報告

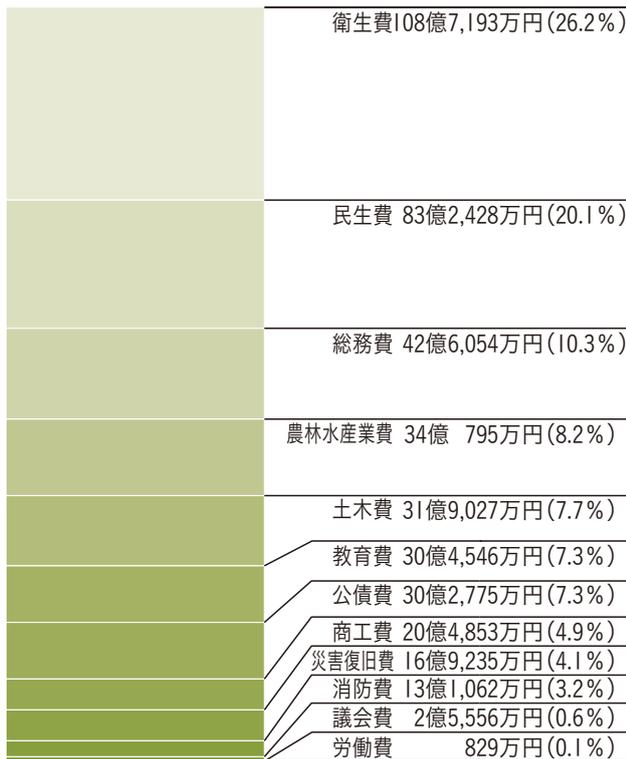
皆さんが納めた「税金」をはじめとして、「市の財産」「市の借金」「国・県からの補助金」などのお金がどのように使われているかを知っていただくため、定期的に財政状況を公表しています。平成29年度決算の詳細については、決算書および関連資料を本庁企画財政課のほか、各支所、住民センター、公民館、図書館に備え付けていますので閲覧ください。

02 一般会計 歳出

28年度に比べて34億6,426万円の減額

新二本松市総合計画がより効果的に展開されるよう、主要施策を選定し実施しました。また、原子力災害に係る放射能除染や健康管理対策も、引き続き実施しました。

歳出合計 **414億**4,353万円(前年比7.7%減)

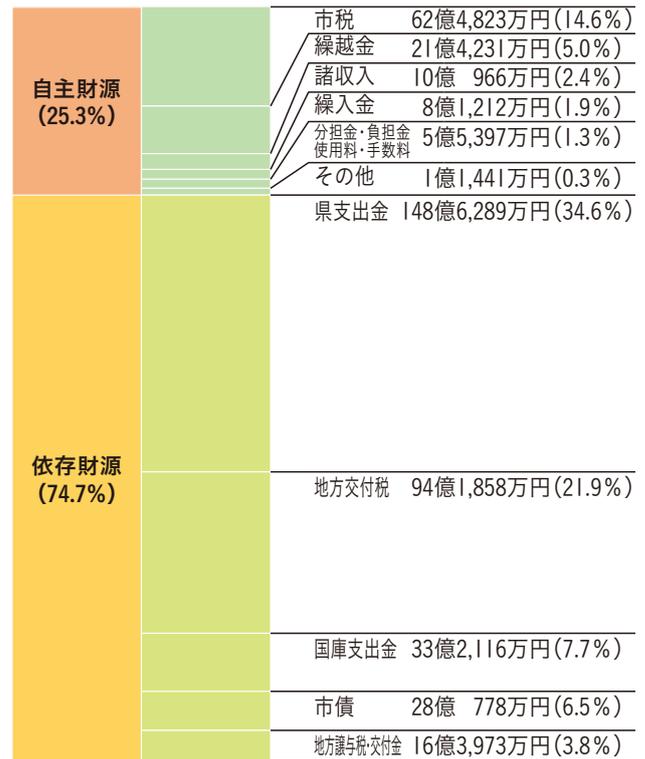


01 一般会計 歳入

28年度に比べて41億1,926万円の減額

県支出金のうち除染対策事業交付金が減少したほか、繰越金や地方交付税、国庫支出金などが減少しました。一方で市税や繰入金等の自主財源は増加しました。

歳入合計 **429億**3,084万円(前年比8.8%減)



市民1人当たり市税負担額 11万2,463円
 市民1人当たりに使われたお金 74万5,951円
 市民1人当たりの借金 84万6,807円
 (別表)市債の残高詳細

会計	H29年度末 残高合計	市民1人当たり残高	
		H29年度末	対前年度
一般会計	329億3,144万円	59万2,740円	+ 7,150円
特別会計	38億3,062万円	6万8,948円	▲ 447円
企業会計	102億8,482万円	18万5,119円	▲ 2,233円
合計	470億4,688万円	84万6,807円	+ 4,470円

※市債は対前年度比で3億5千万円ほど減りましたが、人口減少により、市民一人当たりでは4,470円の増額となりました。

一般会計決算額

歳入総額	429億3,084万円
歳出総額	414億4,353万円
差引	14億8,731万円
平成30年度へ繰り越すべき財源	4億5,818万円
実質収支額	10億2,913万円

- 用語の解説
 - 歳入
 - 市税：市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税など
 - 諸収入：各種貸付金元利収入等
 - 繰入金：基金(市の預金)を取り崩したお金等
 - 地方交付税：地方公共団体の財源調整を目的として国から交付されるお金
 - 国庫支出金・県支出金：特定の事務事業のために国(県)から交付されるお金
 - 市債：市の事業や国の施策により発行した借入金
 - 歳出
 - 衛生費：除染関連事業、各種検診、予防接種、ゴミ処理などの経費
 - 民生費：福祉、生活保護、子育て支援などの経費
 - 総務費：自治振興、庁舎などの管理、選挙などの経費
 - 農林水産業費：森林除染、農林業の振興、農林道の整備などの経費
 - 土木費：道路や河川等の整備、市営住宅管理などの経費
 - 教育費：学校教育や生涯学習(社会教育)などの経費
 - 公債費：市の借金の返済などの経費
 - 災害復旧費：豪雨災害などの復旧や公共施設除染の経費
- ※歳出総額には、除染関連支出約126億円が含まれています。

03 財政健全化判断比率

財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率等をお知らせします

- 実質公債費比率

実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどのくらいになるのかを示す指標です。25%を超えると一部の市債発行が制限されます。
- 将来負担比率

実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。350%を超えると、国や県が財政運営に関与することとなる早期健全化団体となります。
- 実質赤字比率、連結実質赤字比率

赤字だった場合の標準財政規模に占める赤字の割合です。29年度は黒字でしたので、赤字はありません。

健全化判断比率における各比率(直近3ヵ年)

	H29	H28	H27
実質公債費比率	10.9%	11.6%	12.1%
将来負担比率	56.9%	64.1%	71.6%
実質赤字比率	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-

※上表の比率は、数値が低いほど財政が健全であることを意味します。

04 平成29年度 主な施策の決算概要

新二本松市総合計画を軸に、さまざまな事業を実施しました

□ 人口減少対策

定住促進住宅取得支援事業	8,759万円
新婚世帯家賃助成事業	2,425万円
若年者定住促進奨励事業	2,130万円
子ども医療費助成事業	2億6,040万円
認定こども園整備事業	2億9,622万円

□ 健康寿命の延伸

予防接種事業	1億5,042万円
市民プール管理運営事業	1億487万円

□ 防災・減災

防災行政情報配信システム整備事業	3億3,181万円
------------------	-----------

□ 地域の発展

市民との協働による地域づくり推進事業	4,000万円
スカイピアあだたら運営事業	1億4,079万円
農業の地域担い手育成総合支援事業	2,056万円
商店街等活性化推進事業	3,793万円
企業誘致推進事業	3,951万円
観光立市推進事業	4,780万円

□ 復旧・復興事業

放射能除染事業	82億8,961万円
森林除染(再生)対策事業	21億499万円
工業団地等除染対策事業	6億8,514万円
墓地除染事業	2億103万円
放射線対策事業(内部および外部被ばく調査等)	3,534万円



- ①_スカイピアあだたらアクティブパークでボルダリング
- ②_二本松しんきん城山プールで遊ぶ園児たち
- ③_今年4月から情報配信が始まった防災ラジオ

市議会9月定例会

市議会9月定例会は9月4日に招集され、平成29年度の各会計決算や条例制定、平成30年度の補正予算などが提案されました。主な議案についてお知らせします。



決算

平成29年度の一般会計・特別会計・企業会計にかかる決算合わせて19件を、議会の認定に付しました。(一般会計決算の詳細については、12ページを参照)

条例

8本の条例が提出されました。主に法律の一部改正に伴い市の条例の一部を改正するものです。

財産の取得

防災行政無線のデジタル化に伴い、280メガヘルツ防災行政無線戸別受信機(防災ラジオ)を購入するため、売買契約について

議会の議決を求めるものです。

補正予算

一般会計と特別会計合わせて8件の補正予算が提案され、このうち4件は、前年度の決算確定に伴う予算措置が主なものでした。下水道事業会計では、汚水枡設置工事申請の増加により、工事請負費を700万円増額措置しました。

■一般会計補正予算■

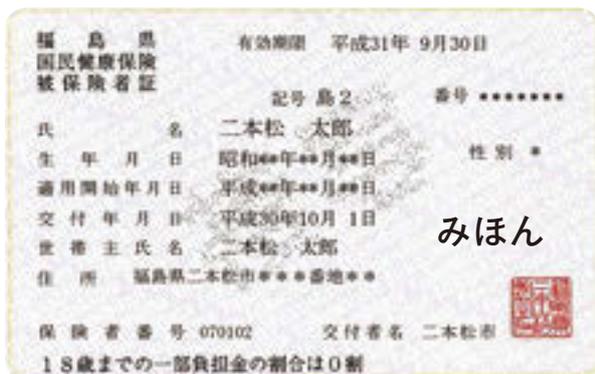
- ▼歳入・歳出予算それぞれ10億5464万1千円を追加し、予算総額を366億632万3千円とすることで提案されました。主な補正内容は次のとおりです。
- ▼歳入予算
 - ▼地方特例交付金の増額 556万5千円
 - ▼普通交付税の増額 9835万8千円
 - ▼寄附金の増額 110万円
 - ▼前年度繰越金の増額 9億4913万3千円
 - ▼臨時財政対策債の減額 482万4千円
- ▼歳出予算
 - ▼決算剰余金を受けての財政調整基金積立金の増額 5億1500万円
 - ▼太田住民センター空調機器設置工事費等の増額 2169万2千円
 - ▼寄附金を受けての国際交流基金への積立金の増額 100万円
 - ▼高齢者の公共交通運賃無料化事業の実施に係るシステム導入委託料等の増額 3557万8千円
 - ▼生活用水確保のための井戸ボーリング工事費補助金の増額 600万円
 - ▼合戦場のしだれ桜周辺整備事業費の増額 4千万円
 - ▼スカイピアあだたら共用施設修繕負担金の増額 600万円
 - ▼道路補修に係る修繕料および補修資材費の増額 3150万円
 - ▼定住促進住宅あだち団地に係る土地取得特別会計への支払金の増額 8449万7千円
 - ▼二本松戊辰戦争戦没者慰霊祭・歴史シンポジウム等運営経費補助金の増額 500万円
 - ▼二本松文化センター法面修繕費の増額 1200万円

<p>全日本葬祭業協同組合連合会加盟 創業明治三十年 有限会社 丸又葬儀社</p> <p>やすらぎの丘 二本松斎場 斎場/二本松市榎木257-5 TEL.0243-62-2322</p> <p>大感謝祭</p> <p>丸又葬儀社 創業120周年 やすらぎの丘 二本松斎場 開場20周年記念</p> <p>2018年 10/14 [日] 開催時間 9:00~16:00</p> <p>タイムスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 9:00 ● 人形供養祭受付 10:00 ● 人形供養祭 13:00 ● 出張! ゴルゴ塾「命の授業」 15:00 ● 大抽選会 	<p>人形供養祭</p> <p>人形や提灯には大切にしていた人の魂が宿るといわれ、捨てづらいものです。この機会にお持ちいただき僧侶と共に供養しましょう。</p> <table border="1"> <tr> <td>会員様</td> <td>1体</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>一般の方</td> <td>1体</td> <td>100円</td> </tr> </table> <p>お一人様何体でもOK ※ケースやひな段などはおこわります。</p> <table border="1"> <tr> <td>受付前日</td> <td>13日</td> <td>9:00~17:00まで</td> </tr> <tr> <td>受付当日</td> <td>14日</td> <td>9:00~10:00まで</td> </tr> </table> <p>供養料は社会福祉協議会へ皆様のおたのしい心と共に寄付させていただきます。</p> <p>イベント会場 やすらぎの丘 二本松斎場 二本松市榎木257-5</p>	会員様	1体	50円	一般の方	1体	100円	受付前日	13日	9:00~17:00まで	受付当日	14日	9:00~10:00まで	<p>出張! ゴルゴ塾「命の授業」</p> <p>入場無料</p> <p>出演者 ゴルゴ松本さん (お笑い芸人 TIM)</p> <p>大抽選会</p> <p>※カンパなし</p> <ul style="list-style-type: none"> 1等 湯温泉 龍日の湯 あづま館 宿泊券 2等 テーマパーク ヘアチケット 3等 自転車
会員様	1体	50円												
一般の方	1体	100円												
受付前日	13日	9:00~17:00まで												
受付当日	14日	9:00~10:00まで												

10月1日は 国保被保険者証の 更新日です

国民健康保険被保険者証は、毎年10月1日に更新を行っています。

被保険者証は、1人1枚のカード型となっています。宛名が印字された被保険者証が台紙に貼り付けてありますので、台紙から剥がしてお使いください。



※被保険者証は簡易書留郵便にて9月中旬に郵送しています。届いたら、氏名や住所などを確認してください。

※まだ受領されていない世帯主の方は、国保年金課国保年金係までお問い合わせください。

被保険者証は、9月1日現在で作成しています。健康保険の切り替えなどで記載事項に変更が生じた場合には、下記届け出先へ14日以内に必ず届け出をしてください。

届け出が遅れると、国民健康保険税等の過払い、またはさかのぼって賦課される場合があります。

国民健康保険の各種手続きに必要なもの

会社を退職したとき

- 身分証明書(運転免許証等)
- 資格喪失証明書または退職証明書(退職日が分かる書類、扶養から外れた旨の証明書)

認め印(シャチハタ以外)
会社に就職したとき

- 国民健康保険被保険者証
- 社会保険等の保険証(社会保険に加入した方全員分)
- 認め印(シャチハタ以外)

被保険者証を更新するとき

- 被保険者証
- 在学証明書または学生証の写し

被保険者証を廃止するとき

- 被保険者証
- 社会保険等の保険証

被保険者証の有効期限

被保険者証の有効期限は、通常は翌年の9月30日ですが、年齢によって異なる場合があります。詳しくは左表のとおりです。

区分	有効期限	備考
昭和18年10月2日～ 昭和19年10月1日生まれの方	75歳の誕生日の前日まで	75歳の誕生日前に後期高齢者医療制度の被保険者証を郵送します。
昭和28年10月2日～ 昭和29年10月1日生まれの方 退職被保険者証をお持ちの方	65歳になる月の末日まで(1日生まれの方は前月末日まで)	一般被保険者証へ切り替えとなりますので、有効期限前に新しい被保険者証を郵送します。

被保険者の方の有効期限

修学中のため親元を離れている方に交付されている被保険者証(被保険者証)も、10月1日に被保険者証を更新する必要があります。該当する方には通知を送付していますので、必要書類を添えて更新手続きを忘れずをお願いします。

国民健康保険税は納期内に納めましょう

病院等に通っていないからといって、国民健康保険税を納めない人がいると、納めている人との公平を損なうだけでなく、国民健康保険の健全運営に支障を来します。

国民健康保険税は納期内に納め、皆さんの国民健康保険がきちんと運営できるように協力ください。

納付期限から1年間納付がない場合には、国保被保険者証の返還を求め、代わりに短期被保険者証または資格証明書を発行することになります。

◎問い合わせ・届け出先：
国保年金課国保年金係

☎(55)5106

または各支所地域振興課